

松江市告示第 63 号

松江市林業振興対策関係事業補助金交付要綱（平成 17 年松江市告示第 165 号）の一部を次のように改正する。

平成 22 年 3 月 25 日

松江市長 松浦 正敬

第 2 条の表を次のように改める。

補助金等の名称	松江市林業振興対策関係補助金			
補助金等交付の目的	松江市の林業の振興と発展を図ることを目的とする。			
補助金等交付の対象である事業又は事業の内容	島根県林業関係事業補助金交付要綱及び造林補助事業実施要領に基づき実施する民有林整備事業	松江八束森林組合に従事する作業員の社会保険料の一部を補助する。（緑の担い手育成事業）	間伐材の搬出及び製品の需要拡大を図るための木材有効利用促進事業	松江市産木材の需要拡大と安定的供給を図るため、（社）島根県木材協会松江八束支部が、松江産木材を使用して住宅の新築及び増改築を行う者に対して行う助成事業に対する補助
交付の率又は金額	新植は事業実施面積 0.3ha 以上について国県補助金を含め事業費の 90/100 以内、その他の保育（下刈、除間伐、枝打）は、0.1ha 以上について国県補助金を含め事業費の 85/100 以内を補助する。	林業労働者の雇用の確保・拡大を目的に、事業主である松江八束森林組合に社会保険料の一部を補助する。補助金については全体社会保険料から島根県緑の担い手助成金を差し引いた額の 9/10 以内とする。	間伐材の搬出と製品の需要拡大を目的に事業者である森林組合に間伐材の運搬、搬出に要した費用の一部を補助する。但し、補助金については搬出材積 1 m ³ 当り 8 千円の定額補助とする。	使用する松江市産木材 1 m ³ 当り 2 万円。ただし、1 戸当り 20 万円を上限とする。
終期	平成 23 年 3 月 31 日	平成 23 年 3 月 31 日	平成 23 年 3 月 31 日	平成 23 年 3 月 31 日
補助事業者等の範囲	森林組合 森林所有者 生産森林組合 森林組合連合会 森林整備法人 森林所有者が主たる構成員の任意団体 森林施業計画の認定を受けたもの	松江八束森林組合	松江八束森林組合	（社）島根県木材協会松江八束支部

附 則

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。